

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 令和5年度第2回水戸市都市計画審議会
- 2 開催日時 令和6年3月27日（水） 午後2時から午後3時30分まで
- 3 開催場所 水戸市役所本庁舎 4階 政策会議室
- 4 出席した者の氏名
 - (1) 委 員 松本勝久，萩谷慎一，藤澤康彦，笹沼恭一，根本洋一朗，堀井武重，植田みどり，鹿倉よし江，川島宏一，山田稔，谷田部亘，海老原健
 - (2) 執行機関 秋葉宗志，太田達彦，平澤俊之，雲藤尊範，森山武久，草地直幸，関根匠
- 5 議題及び公開・非公開の別
議事
 - (1) 水戸市立地適正化計画（第2次）の策定について（公開）
 - ア 水戸市立地適正化計画の評価について
 - イ 水戸市立地適正化計画（第2次）に定める防災指針について
- 6 非公開の理由 なし
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0人
- 8 会議資料の名称
 - ・説明資料1 立地適正化計画とは
 - ・説明資料2 施策の進捗状況
 - ・説明資料3 計画目標の現状値と評価
 - ・説明資料4 防災指針（原案）

9 発言の内容

○司会

定刻となりましたので、ただいまから、令和5年度第2回水戸市都市計画審議会を開催させていただきます。

本日は、年度末の大変お忙しい中、御出席をいただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、都市計画課の雲藤と申します。よろしくお願ひします。

それでは、始めに、高橋靖市長に代わりまして、秋葉宗志副市長より、委員の皆様へ御挨拶申し上げます。

○秋葉副市長

本日は、大変お忙しい中、都市計画審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。本来であれば、高橋市長より御挨拶を申し上げるところでございますが、公務が重なり出席が叶いませんでしたので、代理として私から一言御挨拶をさせていただきます。

本市では、新たな都市づくりの基本方針となる「水戸市第7次総合計画」を策定したところであり、現在、新総合計画を踏まえながら、各種個別計画の見直しを行っているところでございます。

その中で、都市機能の集約と居住の誘導による、持続可能なコンパクトなまちの構築に向けた「水戸市立地適正化計画」につきましても、今年度と来年度の2か年で改定を進めているところでございます。

本年度におきましては、現計画の評価を行い、また、新たに位置付けることとした防災指針の（原案）を作成いたしましたので、本日、都市計画審議会の皆様へ説明の上、御意見をいただきたいと考えております。

特に防災指針は、近年、頻発化・激甚化する自然災害を踏まえ、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針となるものでございます。

この度は、都市計画の決定・変更に関与することではないため、市長から諮問するという形ではございませんが、日頃より、都市計画に関する事項を御審議いただいている都市計画審議会の委員の皆様より、忌憚のない御意見を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会

秋葉副市長、ありがとうございました。

ここで、秋葉副市長につきましては、公務の都合により、退席をさせていただきます。

[秋葉副市長退席]

○司会

それでは、本日の配布資料の確認をさせていただきます。配布資料は全部で5種類となります。

1つは「次第及び名簿」、2つ目は「資料1 立地適正化計画とは」、3つ目は「資料2 施策の進捗状況」、4つ目は「資料3 計画目標の現状値と評価」、最後に「資料4 防災指針（原案）」となります。

お手元に不足等がございましたら、挙手をお願いいたします。

配布資料については、よろしいでしょうか。

それでは、次第3の委員紹介に移ります。

この度、本審議会の委員のうち、学識経験者及び市内に住所を有する者として選出されておりました委員が任期満了を迎えましたことから、改選を行いました。

新たな委員につきましては、これまでと同様に、各団体から御推薦等をいただき、その方々を基本に委嘱をさせていただいたところですが、結果といたしましては、改選前の委員と変更はございませんでした。

従いまして、委員個々の紹介につきましては、お配りいたしました名簿に代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○司会

それでは、議事に入らせていただきます。

本来ですと、議事の進行は、会長にお願いするところですが、委員の改選がございましたので、改めて、会長の選出をしていただくこととなります。

そのため、会長が選出されるまでの間、事務局で会議を進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○司会

それでは、本日の出席者数を御報告させていただきます。

事務局に欠席の報告がありました委員は、1番 ___ 委員、5番 ___ 委員、6番 ___ 委員、11番 ___ 委員の4名となります。

委員総数16名のうち、12名が出席されており、出席者数が委員の半数を超えておりますので、水戸市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、本審議会は成立しております。

続きまして、会長の選出でございます。

会長につきましては、水戸市都市計画審議会条例第5条第1項及び、都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令第4条の規定により、水戸市都市計画審議会条例第3条第1項第2号の学識経験者の委員の中から選出いただくこととなります。

選出方法等について、何か御意見・御提案等がございますでしょうか。

○___ 委員

改選前と委員の変更がないのであれば、前会長に引き続き会長をお願いしてはいかがでしょうか。

○司会

ただいま、___ 委員に、引き続き会長をお願いしてはどうかとの御提案をいただきました。この御提案につきまして、御意見等がございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○司会

それでは、引き続き、___ 委員に会長をお願いしてまいりたいと思います。___ 委員、よろしいでしょうか。

○___ 委員

承知いたしました。

○司会

それでは、____委員におかれましては、会長席に御移動をお願いします。

〔____委員，会長席に移動〕

○司会

それでは、改めまして、____会長より、御挨拶をいただきたいと存じます。

○____会長

僭越ではございますが、引き続き、会長を務めさせていただきます____と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私、今日、ここの額を見て、いい部屋だなと思ったのですが、「分甘共苦」というのでしょうか、甘いところを分け合って、苦しみを共にするということですか。

都市計画でいうと、実は、長期的には、みんなで非常に甘いところを良くなるようにしよう。ただ短期的には苦しむこともある。あるいは、広域的に見ると非常にいいのだけれども、自分の近くの狭い領域では、実は苦しいこともある。ですから、まち全体として見れば、長期的に、広域的によくなる社会が、翻っては、短期的にも、あるいは狭いエリアでも長い目で見るとよくなるというのが都市計画だと思っていますので、市民、皆さんのため、あるいは地域全域のために、できるだけ長期的な視点で議論を進めさせていただければなと思っています。

引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

ありがとうございました。

それでは、ここからの議事の進行につきましては、会長にお願いしたいと思います。

○____会長

それでは、まず、水戸市都市計画審議会条例第5条第3項に規定する、会長代理を決めたいと思います。

私としては、今回も15番の____委員にお願いしたいと考えております。____委員、よろしいでしょうか。

○____委員

承知しました。よろしくお願いいたします。

○____会長

ありがとうございます。

それでは、続きまして、本日の議事録署名人を指名させていただきます。

10番 ____委員，15番 ____委員に、よろしくお願いいたします。

〔両委員とも承諾〕

○____会長

ありがとうございます。

それでは、議事に入ります前に留意事項をお知らせさせていただきます。本審議会につきましては、水戸市附属機関の会議の公開に関する規程に基づき、原則公開とさせていただきますので、御承知おき下さい。

また、本日は1社の報道機関が入っており、当審議会の会議を撮影・録音したいという申し入れがございましたが、許可するというので、皆さんよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○____会長

それでは、御異議がないようですので、撮影を許可することといたします。

それでは、次第5の議事に入らせていただきます。

はじめに、「(1) 水戸市立地適正化計画(第2次)の策定について」のうち、「ア 水戸市立地適正化計画の評価」について、事務局より御説明願います。

○事務局

それでは、評価の説明の前に、立地適正化計画について説明します。

「資料1 立地適正化計画とは」を御覧願います。

なお、前面モニターにも同様のものを映しますので、併せて御覧下さい。

はじめに立地適正化計画の策定背景でございます。

地方都市においては、これまで人口の増加に伴い郊外開発が進み、市街地が拡散してきました。

しかし、今後は急速な人口減少が見込まれており、拡散した市街地のまま人口が減少し、居住が低密度化すると、商業や医療・福祉などの生活サービスの提供が困難になるとともに、医療サービスの提供が満足にできない等の懸念が生じます。

更には、道路などの社会資本の老朽化も進行するため、維持管理費の増大などの課題もあります。

2ページを御覧願います。

このため、国において都市再生特別措置法が改正され、従来の都市計画制度に加えて、立地適正化計画を策定し、居住や各都市機能の誘導、公共交通の充実によりコンパクトなまちづくりに向けた取組を推進する考え方が示されました。

3ページを御覧願います。

立地適正化計画は、居住や都市機能の誘導、公共交通の充実により、コンパクトシティ形成に向けた取組を推進するものでございます。

立地適正化計画に定める事項としまして、まず、まちづくりの理念や目標、目指すべき都市像などの基本的な方向性を示す方針を定めます。

次に商業、医療、福祉等の都市機能を誘導し、集約する都市機能誘導区域を定めます。誘導施設として各拠点ごとに立地を誘導すべき都市機能も定めます。

そして、それら誘導施設を維持するとともに生活サービスやコミュニティの維持を図るため、一定の人口密度を維持する居住誘導区域を定めます。

最後に、都市機能誘導区域及び居住誘導区域の区域に、それぞれ都市機能を誘導するための誘導施策及び居住を誘導するための誘導施策を定めます。

さらに、令和2年9月の法改正により新たに「防災指針」が追加され、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針を定めることとなりました。

防災指針につきましては、この後詳しく説明いたします。

4ページを御覧願います。

本市では、平成28年度に都市機能誘導区域を定めた計画を策定し、その後、平成30年度に居住誘導区域を定めております。

図の赤色で囲まれた区域が都市機能誘導区域であり、黄色に塗られた区域が居住誘導区域です。

都市機能誘導区域は、1つの中心拠点と4つの生活拠点を位置付けており、居住誘導区域

は、都市機能誘導区域及び当区域に徒歩または公共交通でアクセスしやすい区域を位置付けております。

5 ページを御覧下さい。市民の共同の福祉や生活利便性の維持・向上のため、都市機能誘導区域内に設定する誘導施設です。

中心拠点においては、生活拠点に必要な機能のほか、図書館や大学など高次の都市機能を有する施設を定めております。

生活拠点では、日常生活を支える施設として病院や保育所、食品スーパー等を定めております。

6 ページを御覧下さい。都市機能及び居住を誘導するための施策の体系です。

目指す都市像に3つの基本方針があり、その実現に向けて、各施策を定めております。

例えば、＜基本方針1＞の都市機能の集約と居住の誘導による機能的な都市の実現に向けた施策として、①都市機能誘導区域における良好な都市環境の形成や、②都市機能誘導区域及び居住誘導区域への住替えの促進などの7つの施策を定めています。

ここまで説明いたしました内容のうち、本日御協議いただく内容を簡単に説明いたします。

立地適正化計画の構成として、資料記載の①から⑤までの5項目を設定しております。

本日は、そのうち、①の「現行計画の施策の実施状況の調査、分析及び評価」、及び⑤の「防災指針（原案）」について説明いたします。

なお、立地適正化計画は、法の規定により、新たな計画を作成するときは、あらかじめ都市計画審議会の意見を聞くこととされており、また、現行計画の施策の実施状況の調査、分析及び評価を行ったときは、都市計画審議会に報告することとされているため、今回は委員の皆様にご意見を伺うものでございます。

このため、本日は通常の都市計画決定の時のような諮問・答申という形ではございませんが、内容を説明させていただき、御意見等をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

策定スケジュールにつきましては、昨年8月に開催した第1回都市計画審議会において、計画策定の主旨を説明させていただいており、本日は、赤枠で囲った、2回目の都市計画審議会となります。

また、先月、都市再生協議会を開催し、委員の皆様から御意見をいただいております。今回の資料は、その意見を踏まえて作成しております。

立地適正化計画の概要は以上でございます。

それでは、「水戸市立地適正化計画の評価」について説明させていただきます。

本評価については、資料2において、現行計画に位置付けた施策の進捗状況を確認し、資料3において、その効果を把握するために設定した「計画目標の現状値と評価」を行っておりますので、その2つを説明させていただきます。

まずは、資料2の「施策の進捗状況」です。

資料2の表紙を返していただき、カラーの現計画の施策体系を御覧下さい。

目指す都市像を「全ての人々が安心して暮らせる多極ネットワーク型コンパクトシティの実現」とし、3つの基本方針について、全12の施策を位置づけております。

続いて、3ページを御覧下さい。

さらに、12の施策ごとに、主な取組を位置づけており、こちらはその主な進捗を整理した

表になります。

4ページをお開きください。最下段に基本方針1のまとめを記載しております。

基本方針1「都市機能の集約と居住の誘導による機能的な都市の実現」に関する、施策の進捗の内容としましては、都市機能の誘導については、新しい市民会館を主要施設とした泉町1丁目北地区市街地再開発事業と、大手門の復元等による景観整備の完了や、商業施設の立地促進等により、都市機能誘導区域における良好な都市環境の形成が図られました。

居住の誘導については、子育てまちなか住宅取得補助制度により、居住誘導区域への住替えの促進が図られました。一方で、空き家対策については、空き家等に関する対策の推進を図りましたが、依然として空き家が多く存在している状況があります。

都市機能の集約と居住の誘導に併せ、子育て支援や防災・減災対策の推進等の取組により、機能的な都市の実現が図られましたとしております。以上が、基本方針1のまとめとなります。

続きまして、5ページを御覧下さい。基本方針2と3を整理したものととなります。

基本方針2「公共交通ネットワークの形成による利便性の高い都市の実現」に関する、施策の進捗の内容としては、バス路線の再編については、水戸駅南口や赤塚駅を発着するバス路線の再編は実施されましたが、市中心部から郊外部へ再配分する再編には至りませんでした。

公共交通については、一部のバス路線におけるバスロケーションシステムの導入等による公共交通のサービス水準向上や、水都（すいっと）タクシーの運行等による交通ネットワークの強化が図られましたとしております。以上が、基本方針2のまとめとなります。

続きまして、基本方針3「公共施設の集約・複合化や効果的な配置による持続可能な都市の実現」に関する、施策の進捗の内容としましては、新しい市民会館の完成により、公共施設の機能誘導区域への集約が図られるとともに、市営住宅の建替えや幼稚園と保育園の統合が行われていますが、その他の公共施設の集約・複合化については、十分な取組が行われていませんとしております。現行計画の施策の進捗状況については、以上となります。

次に、資料3の「計画目標の現状値と評価」について説明いたします。

資料3の2ページを御覧下さい。

現計画では、先程の施策の効果を把握するため、計画目標を定めています。

計画目標は、定量的な目標指標として、資料で青、赤、黄色で着色している、全部で5つを設定しており、今回はこれらの達成状況を確認しました。

3ページを御覧下さい。

都市機能の誘導に関する目標値としては、2つ設定しており、その1つ目が「中心市街地の歩行者通行量」です。

上段の表のとおり、計画策定時の基準値10万297人のところ、目標値を13万1,500人としましたが、現状値は11万2,941人となり、目標値の達成はできませんでした。

その分析・評価としましては、中段のグラフ、図1に示したとおり、令和元年までは、10～11万人で推移していましたが、令和2年のコロナ禍の影響で大きく減少しました。令和4年からは回復傾向がみられ、さらに令和5年には新市民会館のオープン等もあったことから、11万人まで歩行者は増えましたが、目標値の13万人には及びませんでした。そのため、今後はミトリオを核とした新たなにぎわいの創出など、更なる施策の推進が必要であると考えております。

続いて、ページを返していただき、4ページを御覧下さい。

都市機能の誘導に関する目標値の2つ目「都市機能誘導区域内に維持・誘導する誘導施設の種類」となります。

誘導施設の種類について、基準値が32種類、目標値を36種類と設定していましたが、現状値は32種類で、目標は達成できませんでした。

詳細につきましては、表1を御覧下さい。表の左側に記載している、誘導施設について、その施設数と種類数を、都市機能誘導区域ごとに示しております。

表右下の青枠部が、施設数と種類数の合計となっており、施設数の合計は108施設で、当初より4施設増加しています。

種類数は当初の32種類を維持しており、一定程度の利便性は確保されている状況といえます。

しかし、目標としていた36種類には4種類足りない状況です。

この4種類というのは、赤枠で0となっている施設でございます。内原駅周辺地区では病院、下市地区では保育所等、県庁舎周辺地区では病院と高齢者の通所施設となります。

これらの立地を目標としていましたが、実現しておりません。このため、誘導に向けた更なる施策の推進が必要と考えています。

続きまして、6ページを御覧下さい。

居住の誘導に関する目標値として、「居住誘導区域内における人口密度」となります。

上段の表のとおり、基準値が1ha当り50.3人に対し、目標値も50.3人としていましたが、現状値は48.7人となり、目標を達成できませんでした。

分析・評価について説明いたします。ページ中段の表2を御覧下さい。

「各区域の人口と人口密度の推移」をみますと、青枠の部分、市街化区域で約6,200人、そのうちの居住誘導区域で約4,500人が減少する一方で、市街化調整区域の人口が約2,400人増加しています。

また、下段の図2の「市全体と居住誘導区域内の人口変化率」をみますと、赤線で示した市全体の人口減少よりも、青線で示した居住誘導区域の人口減少の方が大きくなっています。

7ページを御覧下さい。上段の図3は、平成29年から令和2年までの、地域別の人口の増減を示した図となっています。

紫色の線で示した居住誘導区域内において、茶色の人口減少地区が多く、市南部の市街化調整区域で、緑色の人口増加地区が広がっています。

下段の図4は、人口増加をプロットした図となっており、特に人口が増加しているのは、黄色の線で囲った箇所、見川町や県庁の南側、常磐の杜水戸ニュータウンとなっています。

このようなことから、居住誘導区域における人口が減少する一方で、市街化区域の外縁部で人口が増加している傾向があり、居住誘導区域内への誘導を図るための更なる施策の推進とともに、市街化調整区域における土地利用の規制・誘導のあり方についても検討が必要であると考えております。

続きまして、8ページを御覧下さい。

こちらは、公共交通に関する目標値として、「市内における1日当たりの路線バス利用者数」となります。

基準値2万9,830人に対して、目標値は3万3,000人でしたが、現状値は3万345人となり、

目標は達成できませんでした。

その分析・評価ですが、ページ中段のグラフ、図5のとおり、バス利用者数は、令和元年度までは徐々に増加する傾向にあり、コロナ禍の影響で減少しましたが、令和4年以降は回復傾向にあり、令和5年には3万人台に回復していることから、コロナの影響が無ければ、目標値は達成できていた可能性が高いと考えられます。

しかし、現状としては目標を達成しておらず、また、下段の図6「通勤・通学における移動交通手段の変化」に示すように、コロナ禍以前から、水色の自家用車使用割合が増加傾向であることから、バス利用者数の増加に向けた更なる施策の推進が必要と考えております。

続きまして、9ページを御覧下さい。

公共施設の集約・複合化に関する目標値である、「誘導施設である公共施設の都市機能誘導区域への集約・複合化した施設数」です。

この評価としては、基準値の8施設から、市民会館のオープンにより目標値の9施設を達成したところであり、今後も、都市機能誘導区域を踏まえた公共施設の効果的な配置を進め、誘導施設の更なる集約・複合化を図る必要があると考えております。

以上が、現計画の計画目標の現状値と評価となります。

なお、これらの評価を踏まえた新たな施策の検討は、来年度行ってまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○___会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から御説明がありました水戸市立地適正化計画の評価につきまして、御意見、御質問などございましたら、自由に発言をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

お願いします。

○___委員

執行部にお伺いしますが、この問題についてどうこうではなくて、考え方として、人口が減少しているということは、お認めになっているわけなのですが、これによって人口が増えていくというような考え方は何かあるのですか。これを決定していくことによって。

○事務局

では、ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

まず、この立地適正化計画につきましては、持続可能な都市構造の構築に向けて、都市機能の集積や居住の誘導といったものを目標に定めているものでございます。

一方で、人口そのものの維持というのも大変重要な課題となっております。今回の分析におきましても、市街化調整区域、その中でも特にエリア指定区域といったところに人口増加が見られるというところから、こういったものにつきましても、その定住人口の維持に寄与しているというような一面を確認することができております。

立地適正化計画は、どちらかというところ、今ある人口の中で、それをどう地域の中で誘導していくか、配分していくか、一定の区域に収めていくかというところなのですが、そもそも人口をどう維持していくかというところも大きな課題でございますので、今後は、集積・誘導といった考え方と人口維持についてのバランス等を踏まえながら、その在り方については検討していきたいと考えております。

○___委員

水戸市には、考え方として、工場用地というのがありませんね。ですから、工業専用地域というものの調整区域の中の考え方、そうすることによって企業を誘致することができるような考え方というのは特にありますか。

○___会長

お願いします。

○事務局

お答えいたします。

立地適正化計画は、どちらかというところ、居住、人の住むところに関するところ、重点を置いている計画でございます。

ただいま___委員が御質問されました、いわゆる工業の誘致といったものにつきまして、水戸市も第7次総合計画の中で、市街化調整区域であっても、工業用地として開発ができるような場所を今後確保していこうというところを進めているところでございます。立地適正化計画の中では、その部分については記載はされないのですが、水戸市としてはその考え方を持っておりまして、引き続き、進めていきたいと考えております。

○___会長

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等ございませんでしょうか。

___委員、お願いします。

○___委員

今の___委員とも関連するかもしれないのですが、資料3の6ページのところで、一つ。居住誘導区域で人口減少があつて、しかしながら、市街化調整区域の人口が、エリア指定中心でしようけれども増えているということがありますが、ちょっと確認したいのですが、都市機能誘導区域の人口動態ということなのか。市街化区域で6,200人というところで、これを差し引けば出てくるのかもしれないのですが、中心市街地では、再開発、あるいは、いろいろな建設でマンションがどんどん建っているという現状もありますよね。そういったところで、まちなか居住みたいなものも進めているかと思うのです。そういったところで、現状、どういうふうな人口動態が見られるか、そのあたり、都市機能誘導区域内ということで分析できていたらお答えください。

○___会長

よろしいでしょうか。

○事務局

お答えいたします。

都市機能誘導区域である中心市街地、内原駅、赤塚駅等の拠点について、市としてはそういったところに人口を増やすというような政策を進めているところなのですが、この立地適正化計画の中では、都市機能誘導区域も含めて居住誘導区域ということになっておりまして、都市機能誘導区域だけの数字というのは、この場では数字を持っていないものから、申し訳ございませんが、数字をお答えすることができないというところでございます。

○___委員

次の計画を作るときには、そういった分析などもしっかりやっていく必要があると思うのです。まちなか居住を進めていくという政策をやっているわけですから。

それと、市街化調整区域が増えていて、居住誘導区域が増えていないという大きい原因というのは、若い人などに聞くと、新築の住宅を造る際に、売りに出ているものが、ほぼほぼエリア指定の区域だという話なのです。居住誘導区域でそういった分譲などが出ているということもすごく大きくて、3,000万円前後ぐらいでエリア指定区域というのは住めるわけですね。そういった意味では、居住誘導に人口を呼び込むための施策というものについて、いろいろ課題が出ているかと思うのです。

そのあたり、私なりに、空き家だとか、空き地だとか、そういう遊休不動産の活用ではないかとは思っているのですが、市としてはどういうふうにするかを分析されていますでしょうか。

○___会長

お願いします。

○事務局

お答えいたします。

まず、市街化区域で人口が減って、市街化調整区域で増えているということについてですが、水戸市としまして、資料2に記載しておりますように、立地適正化計画を策定後、居住の誘導を進めるべく、様々な施策を展開してきたところでございます。

ただ、その結果が今回の評価の分析の結果ということになっておりまして、なかなかその効果がうまく出ていないというところも、今回、分かったというところがございます。

これらを踏まえまして、来年度なのですが、立地適正化計画の策定の2年目ということで、この評価結果を踏まえながら、具体的な施策、現行計画は資料2にあるような施策だったのですが、この分析結果を踏まえながら、また新たに施策などを考えながら、居住誘導区域の魅力を高められるような施策を位置づけていきたいと考えており、そのあたりは来年度の検討の中で進めていきたいと考えております。

○___委員

ありがとうございます。

あと、居住誘導区域に住むことでのメリットというのが必要だと思うのです。例えば、公共交通が使いやすいとか、あるいは、いろいろな施設が便利、公共ストックが充実しているというところもあるかと思うのですが、そのあたりをしっかりと進めていく必要があるかなと思います。

以上です。

○___会長

ほかに御意見、御質問等ございませんでしょうか。

___委員、お願いします。

○___委員

ただいま___委員さんから、これからやる上で、データ、あるいは分析をしっかりとというのは、私も全くそのとおりでありますが、特にそのときに、1つだけ、私のほうから追加でお願いしたいのは、今、人口が全体としては増えているのですが、周辺市町村との人口の取り合いというところで、そういうところの来られる方々のニーズだとか、あるいは、逆に、どういうところが魅力があるので隣接の市のほうがいいですよとおっしゃる方も中にはいらっしゃるかもしれない。そのあたりの隣接市とのバランスで何をやったらいいのかと、このあたりも少し踏み込んで分析していただければ、次の一手が出てくるのではないかなと

思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。

○___会長

何かお答えはありますでしょうか。

○事務局

来年度の具体的な施策検討をする中で、そのような観点も踏まえながら、作業を進めさせていただきたいと思います。

ありがとうございます。

○___会長

ほかに。

___委員，お願いします。

○___委員

ただいまの意見とかなり類似はするのですが、今回、幾つかの指標において、コロナ禍によって一回下がったというものが多かったと思うのですが、居住誘導のところについても何らかの関係があるのではないかと私も思っておりまして、そのあたりをちょっと細かく見ていただきたい。

というのは、我々もいろいろ県内のデータ等を扱ってはいるのですが、例えば、今回、コロナ禍を経て、一番人口の流入が増えたところ、いわゆる転入が増えたところというのが、土浦市などは結構目立って増えている。あちらは東京に通勤しようと思えば通勤できるのか、そういった要因もあるのですが、そこもそこで、水戸よりは一回り小さいですが、中心市街地にはそれなりの公共福祉をやって、ある程度まちなかの良さが見直されてきたとか、そんなこともあって、どうも土浦市によると、若い女性が一回大学に出て就職するときに、コロナのときに結構戻ってきてくれたといったこともあると聞いております。

土浦市のように劇的な変化はないにしても、恐らく、水戸においても、コロナを経て、人口の移動の仕方が、細かく見ると変化が出ているのではないかなという感じがしますので、そのあたりもよく分析していただいて、どのあたりにどんな人たちが入ってきているのかというところをよく分析していただければと思っております。

以上です。

○___会長

何かお答えはありますでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。

水戸市におきましても、この立地適正化計画とはまた別の計画で、そういった人口問題を扱っている計画がございます。

そういった中で、他市からの流入ですとか流出といったところを分析しているものもありますので、その辺と連携を取りながら、どういった施策が有効なのかというところを検討していきたいと考えております。

○___会長

そのほかに御質問、御指摘などございませんでしょうか。

では、___委員。

○___委員

ありがとうございます。

資料3の6ページですが、市街化調整区域で人口が増えている。肝心の市街化区域では減少しているということなのですが、そもそも水戸市の計画において、これからの計画で、市街化調整区域の割合と市街化区域のバランスというところも抜本的に考え直すといえますか、当然ながら、産業系エリアの地域には工場が建ってとなっていると、そこにもそういった人口の動き等も出てくるでしょうし、そもそも水戸市内の人口を増やしていくというような想定も、26万5,000人を維持しましょうというようなことが第7次総合計画でもありますし、そういうところで市街化調整区域と市街化区域のバランスと、それから、逆に言えば、もっと踏み込んで言うと、市街化区域に隣接する市街化調整区域を少し市街化区域に切り替えていくといえますか、そして、そこに居住誘導区域というような扱いにするなどの御提案も考えていいのではないかという意見でございます。

○___会長

いかがでしょうか。

○事務局

ありがとうございます。

先ほどもお答えさせていただいたかと思うのですが、集積・誘導ということも重要ですし、一方で、そもそも人口が減ってしまったのではどうしようもないということもございまずので、その辺のバランスを考えながら施策について検討をしていきたいと考えております。

ありがとうございます。

○___会長

___委員、お願いします。

○___委員

重ねて、割合のことなのですが、聞くところによると、市街化調整区域のほうは8割でしたか、かなり水戸市内で広いわけですね。市街化区域というのは本当に狭い。もちろんそこに集約的にライフライン等を整備していくという、コンパクトシティということで、それももちろん意味があるのですが、そういったところの割合は、今後、維持されるのか、若干流動的なのか、そこはいかがでしょうか。

○___会長

お願いします。

○事務局

お答えいたします。

割合をもって考えていくものでもありませんので、人口増加のためには広げる必要があるのだということになれば、当然、広げていくという手法も取ることになると思いますし、一方で、拡散してしまっただけで過疎になってはというところもありますので、その辺は、その辺を見ながら、検討をさせていただきたいと考えております。

○___委員

ありがとうございます。

○___会長

ほかに御意見、御質問等ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

私から、1つだけ、目標値自体は既に七、八年前に定まったものなので、目標をもう一回

見直すという議論もどこかにないとおかしいのかなと。やっぱり世の中の状況は変わっていますので、そういう面での検討がどこかにあったのか、1点、教えてください。

○事務局

目標値については、今回は現行がどうだったかというところにとどまっているのですが、施策の状況などと一緒に、目標値につきましても、来年度、このとおりにいくのかどうかというところは検討していきたいと考えております。

○____会長

ありがとうございます。

それでは、いろいろ御意見をいただきまして、そのほかよろしいでしょうか。

それでは、水戸市立地適正化計画(第2次)の策定についてのうち、イの水戸市立地適正化計画(第2次)に定める防災指針について、事務局より御説明をお願いいたします。

○事務局

それでは、防災指針(原案)について、御説明させていただきます。

資料4を御覧願います。

なお、前面のモニターには、資料のうち図面のみを表示しますので、見やすい方を御覧下さい。

本防災指針は、今回策定する立地適正化計画(第2次)に、新たに追加するものです。

表紙上段に、立地適正化計画の章立てを記載していますが、1から6章までと8から10章までは、現行計画にある項目でございまして、防災指針は第7章として追加するものとなります。

次に、防災指針の構成でございまして、ページ下段の記載のとおり、「7-1 防災指針の概要」、「7-2 災害リスクの分析」、「7-3 取組と実施プログラム」の順にまとめてございます。

それでは、内容の説明をいたします。ページを返していただき、2ページを御覧下さい。

「7-1 防災指針の概要」でございまして。

まず、1の「背景と目的」ですが、近年の自然災害の激甚化・頻発化を踏まえ、令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、安全なまちづくりを進めるため、立地適正化計画に防災指針を定めることとなりました。

本市においても、これまでに様々な災害によって被災していることから、居住誘導等に関する方針と併せて災害リスクや防災・減災対策を明らかにすることで、安心・安全なまちづくりの推進を図ることとし、防災指針を策定するものでございます。

次に、2の「策定のながれ」ですが、図1のフローにありますように、本市における災害ハザード情報と、人口などの都市情報を重ね合わせることで、災害リスクの分析を行い、エリア別の課題を抽出します。

その上で、課題に対応する取組方針を明らかにし、具体的な施策及び今後のスケジュールを示します。

続きまして、3ページを御覧下さい。

3の「対象とする災害」ですが、本市において、被害発生場所などがハザードマップ等により特定できる災害を対象とします。

具体的には、表1に示しますように、洪水浸水、内水浸水、ため池氾濫、津波浸水、土砂災害、地震の6つとなります。

また、被害を予測することが難しい原子力災害については、参考として取り上げます。
続きまして、4ページを御覧下さい。

「7-2 災害リスクの分析」となります。

まず、1の概要についてですが、表2にありますとおり、先ほど申し上げた、本市で想定される災害種別ごとの災害ハザード情報と、人口分布や建物階数などの都市情報を重ね合わせを行い、表の右側に記載の、分析の視点の欄にあるような災害リスクの把握を行います。

例えば、表の一番上にありますように、洪水浸水について、洪水浸水想定区域と人口分布を重ねることで、人的被害の可能性を把握します。

5ページを御覧下さい。

具体的な分析の内容について説明いたします。

まず、はじめに洪水浸水です。

本市においては、度々水害が発生しており、直近の令和元年の東日本台風においては、70箇所の避難所に最大約2,500人が避難しました。当時の浸水した区域が、図2の緑色の区域となります。

6ページを御覧下さい。

本市の状況を踏まえ、浸水想定区域が設定されており、いわゆるハザードマップにて公表されております。6ページ、7ページにいくつかの図がありますが、図中の着色部分が浸水が想定されている区域です。

なお、浸水想定は、2つの規模の想定降雨があり、1つは、1000年に1回程度の割合で発生する「想定最大規模降雨」で、各ページの上段に示しているものとなります。

もう一つは、100年に1回程度の割合で発生する「計画規模降雨」で、各ページ下段に示しています。

どちらも那珂川沿いなどの市街化調整区域に広範囲にわたって浸水想定区域が広がっておりますが、一部の市街化区域や居住誘導区域も含まれています。

7ページの図を御覧下さい。

上段の、想定最大規模降雨では、居住誘導区域である水戸駅南口や下市地区の大部分が洪水浸水想定区域に含まれていますが、下段の計画規模降雨では、一部の区域になります。

防災指針は、最大の被害を想定することが基本とされていることから、本計画においても想定最大規模降雨によるリスク分析を行いました。これより、その結果を説明いたします。

8ページを御覧下さい。

洪水浸水想定区域と人口分布を重ねたものとなります。

生命等に危害が生ずるおそれのあるとされる、3m以上の浸水深が見込まれるエリアは、図の緑の斜線の区域となり、那珂川沿いを中心に広がり、一部、人口密度の高い市街化区域の住宅地や市街化調整区域の既存集落が含まれます。

また、9ページの上段の図6は、高齢者分布を重ね合わせたものです。全体の人口分布と同様の傾向が見られます。

さらに、9ページ、下段の図7は、水戸駅周辺の拡大図です。

市街化区域である根本地区や城東地区、居住誘導区域である水戸駅南口や下市地区が浸水深3m以上のエリアに含まれています。

次に、10ページを御覧下さい。

急激な降雨や浸水により移動等が困難な場合は、自宅や隣接建物のより高い階層への避

難が考えられます。そのため、市街化区域において浸水が想定されてる水戸駅南口や下市地区などについて、図8のように、浸水想定区域と建物階数の重ね合わせにより、垂直避難が可能な3階建て以上の建物分布状況を確認しました。

結果としましては、水戸駅南口地区には、3階以上の建物が見られますが、下市地区、城東地区、根本地区などは2階以下が多い状況となっています。

続きまして、11ページを御覧下さい。

医療・福祉、教育、子育てなどの、要配慮者利用施設の分布状況です。

下段の図10のように、水戸駅周辺については、多くの要配慮者利用施設が浸水想定区域内に立地しています。

ページを返していただき、12ページのように、市北部や東部の那珂川沿いなどにおいても、浸水想定区域内に立地が見られます。

市内全体で見ると、要配慮者利用施設全769件のうち、134件が浸水想定区域内に立地している状況です。

続きまして、13ページをお願いします。

避難所の分布状況です。

浸水想定区域内にも避難所が立地しています。

浸水想定区域内の指定避難所は、洪水時一時避難所として、河川水位等の状況に応じ、避難者をバスなどで高台にある別の避難所等に搬送するなどの対応を図ります。

下段の図14は、下市地区や城東地区の拡大図となります。浸水想定区域内に避難所がありますが、高台にある避難所が比較的近い位置に立地しており、搬送しやすい状況にあります。

15ページを御覧下さい。浸水継続時間です。

浸水継続時間とは、洪水浸水が発生した際、浸水が一定の浸水深を下回るまでの時間となります。

災害発生から72時間が経過すると、備蓄不足等により生命の危機の恐れがあるとされていますが、本市の状況は、図16のとおり、那珂川沿いの多くの区域が、青や黄色の72時間未満ですが、市の東部にオレンジ色の72時間以上となる区域があります。

16ページを御覧下さい。

上段の図17は、市東部の拡大図です。72時間以上浸水が続くオレンジの区域がありますが、大部分が水田であり、既存集落は含まれていません。

下段の図18は、水戸駅周辺の拡大図です。水戸駅南口周辺や下市地区のほか、市街化区域の城東地区や根本地区などで72時間未満の浸水継続が想定されています。

続きまして、17ページを御覧下さい。

河川の氾濫により建物の倒壊・流出が生じるおそれのある区域である、家屋倒壊等氾濫想定区域が、那珂川をはじめとした複数の河川沿いに指定されています。

18ページ、19ページを御覧下さい。

水戸駅南口、下市、城東地区の家屋倒壊等氾濫想定区域と建物分布を重ね合わせたものです。

桜川や那珂川沿いの家屋が区域に含まれ、氾濫流や河岸浸食による災害リスクがあります。

20ページを御覧下さい。根本地区と藤が原地区になります。

藤が原地区は、西田川沿いに広く氾濫流が想定されますが、住宅地が高台のため、区域内

に家屋の立地は見られません。

以上が、洪水浸水に係る分析となります。

続きまして、内水浸水について説明いたします。

21ページを御覧下さい。

平成17年度以降の内水浸水の実績箇所が、図25となりますが、次のページに拡大図がありますので、ページを返していただき、22、23ページを御覧願います。

青い細い線で示しているのが浸水の発生箇所です。市内各地で発生しており、交通への影響が大きい主要な道路においても浸水が発生しています。

24ページを御覧下さい。

内水浸水は、浸水実績箇所とバス路線を重ね合わせ、分析を行っております。

居住誘導区域のうち、内水浸水による交通への影響が特に大きいのが水戸駅の南側となり、下段の図30のとおり、千波・元吉田地区は、水戸駅南口周辺の道路のほか、居住誘導区域の設定条件であるバス路線となっている駅南中央通りにおいても、冠水実績箇所が見られます。

内水浸水は以上となります。続きまして、ため池氾濫です。

25ページを御覧下さい。

農業用ため池のうち、決壊した場合に、人的被害を与える恐れのあるため池として、防災重点農業用ため池が指定されており、本市では、武具池と三野輪池の2箇所が指定されています。

26ページを御覧下さい。

図32と図33のとおり、左側の武具池の浸水想定区域が内原駅周辺の誘導区域に及んでおり、内原駅周辺に浸水域が達するのは、ため池決壊から約30分後と見込まれています。

続きまして、27ページから28ページにかけて、浸水想定区域を踏まえた、人口分布、建物階数、要配慮者利用施設の立地状況について、分析を行っております。

これらより、床上浸水や避難に支障が出るとされる0.5m以上の浸水深が見込まれるエリアは、大半は市街化調整区域ですが、一部の居住誘導区域も含まれること、内原駅周辺の居住誘導区域内の建物の多くは2階建以下ですが、浸水深が2m未満となっており、垂直避難が必要となる3mを超えないと想定されていること、浸水想定区域内には18件の要配慮者利用施設が立地していることを把握しております。

次に、29ページを御覧下さい。

ため池浸水想定区域と避難所の分布を重ね合わせたものです。

下段の図39は、内原駅周辺の拡大図です。居住誘導区域内に避難所は立地していませんが、徒歩により避難のできる指定避難所や浸水想定区域に含まれない場所が近接しており、避難のしやすい状況にあります。

ため池氾濫は以上となります。続きまして津波浸水です。

30ページを御覧下さい。

本市においては、那珂川及び涸沼川を津波が遡上することにより、常澄地区において津波浸水が想定されています。

下段の図41の拡大図のとおり、一部のエリアで2m以上の浸水深が想定されています。

津波に関しましては、人口分布と避難所の立地について分析をしています。

32ページを御覧下さい。

浸水想定区域と避難所の位置関係です。浸水想定区域内の集落から近隣の避難場所までは、800m以上離れていますが、色の付いていない、浸水が及ばない区域はより近接している状況です。

津波浸水は以上となります。続きまして土砂災害です。

33ページを御覧下さい。

図44は、土砂災害警戒区域等の図ですが、拡大図を34・35ページに掲載していますので、そちらを御覧願います。

土砂災害警戒区域等は、市街化調整区域の一部で指定されているほか、上市地区や水戸駅南口などの市街化区域でも指定されています。

36ページ、37ページを御覧下さい。

土砂災害は、特に人口の多い市中央部について、人口及び建物分布の分析結果を掲載しています。

37ページの図の中で、水色の点線で囲まれた区域のように、土砂災害警戒区域内に、住宅のほか、文教厚生施設や宿泊施設等が立地している箇所がございます。

土砂災害は以上となります。続きまして地震です。

38、39ページは、本市で発生した過去の主な地震のまとめになります。

40ページを御覧下さい。

本市に一番影響が大きいとされる、太平洋プレート内の地震（北部）の地上震度分布が、図51となります。

市東部を中心に震度6弱が想定されており、一部区域では震度6強も見られます。

41ページを御覧下さい。

地震による建物被害の想定となります。上段の図が半壊棟数、下段が全壊・焼失棟数です。

上段の図のように、水戸駅から東水戸駅にかけて、建物の半壊が多く想定され、また、下段の図では、上市地区において出火・延焼が要因と想定されている全壊・焼失が集中しているエリアが一部見られます。

42、43ページを御覧下さい。

震災発生時において、緊急車両の通行を確保すべき道路として指定されている緊急輸送道路の状況です。43ページの図は、緊急輸送道路の通行可能性です。

道路を通行できる確率を、リンク信頼性として色別に示しており、数値が高いほど通行可能性が高くなります。

県内は、ほとんどが0.80以上であり、地震発生時においても80%以上の確率で緊急輸送道路が通行可能だと見込まれています。

続きまして、44ページを御覧下さい。

大規模盛土造成地の分布状況になります。

市内に点在しており、水戸駅・赤塚駅の南側などの市街地にも一部見られますが、平成28年度から30年度にかけて市が実施した変動予測調査において、活動崩落の恐れがある造成地が存在しないことを確認しています。

地震については、以上です。

続きまして、45ページを御覧下さい。

参考として、原子力災害を示しております。

本市に影響を及ぼす恐れがある施設は、東海村の東海第2発電所と、大洗町の高速実験炉、

高温工学試験研究炉，材料試験炉の計4施設です。

原子力施設の事故等への備えについては，被ばくの影響の及ぶ可能性がある区域として，原子力災害対策重点区域を定めて上で，対策を講じていくこととしています。

原子力災害対策重点区域は，放射性物質が放出される前の段階から，予防的に避難等を開始する「PAZ」と，屋内退避などの防護措置を行う「UPZ」があり，東海第二発電所は，PAZとUPZのそれぞれの区域を，その他の3施設についてはUPZのみを定めることとされています。

46ページと47ページを御覧ください。

東海第二発電所と大洗町の試験研究用等原子炉施設の原子力災害対策重点区域を示しております。

本市の原子力安全対策としましては，各施設管理者と安全協定を締結し，連絡体制を構築しているほか，周辺自治体との連携や広域避難計画の策定など，迅速かつ円滑な住民避難の実現に向けた取組を推進しています。

続きまして，48ページを御覧願います。

これまで説明しました災害リスクの分析を踏まえ，整理したものです。課題は，リスクの高いエリアを抽出し，エリアごとにまとめています。

48ページは，居住誘導区域内として，水戸駅南口，下市地区，上市地区，内原駅周辺地区の4地区，また，49ページは，居住誘導区域外として，那珂川流域，城東地区，常澄地区の3地区とし，さらに市内各地の状況も示しております。

例えば，水戸駅南口では，洪水浸水，内水浸水が想定されること，さらに，個別の災害ごとでは，洪水浸水においては，広い範囲で3m以上の浸水や72時間未満の浸水継続等が見込まれる，といったように整理しております。

以上のように，市内各地区における災害リスクを把握した上で，次ページ以降に，これらに対する取組方針を整理しております。

51ページを御覧ください。

「7-3 取組と実施プログラム」でございます。

はじめに，「防災指針に位置付ける対策の考え方」ですが，災害になるべく合わないようにする「回避」と，災害にあっても，極力被害を少なくさせる「低減」の2つの考え方にに基づき，取組方針を定めるものとします。

この考え方にに基づき，災害種別ごとに取組方針を整理したものが，下段の表になります。

例えば，洪水浸水においては3m以上の浸水などの4つの災害リスクに対し，回避として「居住誘導区域への誘導」を，低減として「洪水浸水の発生抑制」及び「洪水被害の軽減」を取組方針とします。

54及び55ページを御覧ください。

先ほどの取組方針を踏まえ，より具体的な施策を災害種別毎に整理したものです。

位置づける施策は，水戸市地域防災計画や水戸市国土強靱化地域計画，また，国における那珂川水系流域治水プロジェクトなどの関連計画を参照し，施策ごとに実施主体や実施時期等を明確にした施策体系としております。

実施時期については，5年以内の短期，10年以内の中期，それ以上の長期に分けてあり，期間を定めずに継続的に取り組むものについては点線で表記しております。

様々な災害リスクに対し，水戸市として，今後実施していくこととなっている施策を明ら

かにしたものであり、これらを踏まえ、来年度になります。各誘導区域の検討や、都市機能の集積及び居住誘導のために必要な施策等を検討してまいります。

防災指針（原案）の説明については、以上となります。よろしくお願いいたします。

○___会長

ありがとうございました。

ただいま、事務局より、防災指針(原案)について大変丁寧な説明をいただきましたが、何か御意見、御質問等ございましたら、よろしく御発言をお願いします。

___委員。

○___委員

御説明ありがとうございました。

災害に関しまして、6ページですが、想定最大規模降雨における浸水想定区域とか、あるいは、計画規模降雨における洪水浸水というように書いてあるのですが、基本的に、最大雨量の基準の設定というのがどのようにされているのかということをお伺いしたいと思います。

○___会長

お願いします。

○事務局

お答えいたします。

6ページ、7ページのところです。

想定最大規模と計画規模というところがございますが、まず、想定最大規模につきましては、1,000年に1回程度の割合で発生する降雨ということで定めているものでございます。また、計画最大規模につきましては、100年に一度というところで設定をしております、何ミリという形では表現はしていませんが、それぐらいの頻度で発生する降雨を想定しているというところでございます。

○___会長

よろしいでしょうか。

○事務局

ちょっと補足させていただきます。

数字のほうも押えておまして、例えば、那珂川流域でございましたら、48時間の総雨量が459ミリ、これは川によって若干違うところがあるのですが、桜川流域ですと、24時間で総雨量671ミリといったように河川ごとに降雨量を設定して、このハザードが作られるというところでございます。

○___会長

お願いします。

○___委員

ありがとうございます。

具体的なミリ数というのは、実際の現実問題として、例えば、国のほうからのいろいろな災害情報等でも、降雨量も参考になると思うので、そのところの具体的なデータは必要かと思いました。

あと、下市地区、あるいは駅南あたりは、海拔としてはどれぐらいの高さにあるのかということをお伺いしたいと思います。

○__会長

お願いいたします。

○事務局

申し訳ございません。標高、海拔については資料を持ち合わせておりませんので、申し訳ないのですが、御回答することができない状況でございます。

○__会長

お願いします。

○__委員

あと、本市における調整池の整備状況等については、先ほど、池に関しては2つという御指摘がありましたが、調整池に関してはいかがなものでしょうか。

○事務局

お答えいたします。

調整池の整備状況につきましても、そこは少し個別の計画の中の話になっていきますので、申し訳ございませんが、この場では数字を把握していないのですが、そういったものにつきまして、施策としてやっていくというのが、まさに53ページ、54ページの最後のところ、今後の対応というところで様々な施策をここに記載させていただいているのですが、そういったものの中で、例えば、洪水浸水の発生抑制ですとか、あとは内水浸水のところでも発生抑制というところがあるかと思いますが、こういったところで施策として位置づけておりまして、今後はやっていくというようなものは、計画の中には位置づけているところがございます。

○__会長

お願いします。

○__委員

最後に、1点。

水府橋周辺の災害に関する整備状況、あるいは計画等がありますか。

○事務局

お答えいたします。

水府橋ということは、那珂川になるかと思いますが、こちらにつきましましては、国のほうで進めております那珂川治水プロジェクトといったものがございまして、国、県、市が連携しながら施策を展開しているところでございます。

○__会長

ありがとうございます。

○__委員

危険区域というのは何メートルなのか。

○事務局

今、水位のところ、危険区域という御質問だったのですが、水位、具体的に何メートルというところはこの防災指針の中では記載はしておりませんので、数字も把握していないところなのですが、水位というよりは、公表されているハザードマップ、浸水想定区域のほうをベースに、今回、指針を策定しておりますので、洪水に関しましては、6ページ、7ページに記載があるような、この赤く染まっているところが想定最大規模降雨が降ったときに浸水するところということですので、そういったものに対して必要な対策を位置づけてい

くという考え方のもと、作った計画となっております。

なので、水位等については、本計画の中では記載がないというところがございます。

○___会長

よろしいでしょうか。

○___委員

はい。

○___会長

ありがとうございます。

そのほかに御質問は。

___委員，お願いします。

○___委員

基本的なところを確認したいのですが、立地適正化計画の中で防災指針というのはいろいろな意味合いがあるのですが、かなり大事なのは、誘導区域の中でハザードマップで色を塗っているところと塗っていないところがあったときに、誘導区域として、その2種類にどういう違いをつけて説明をするのか、あるいは、ハザードマップがあっても、相対的には安心して居住誘導をしてもいいよとか、あるいは、都市施設・商店をそこに出してもそんなに心配なくていいよというメッセージにするのかという、そこの方針がないと、ただ現状の分析をつけましたというだけになってしまって、立地適正化計画での防災という意味合いが十分利いてこないのではないかなと思うのですが、そのあたり、どういう形でこれを計画の中でこれから土地利用される方に読み取っていただくということで考えておられるのか、その基本的な御説明をいただけますでしょうか。

○___会長

よろしく申し上げます。

○事務局

御質問ありがとうございます。

まず、今回の防災指針の作りなのですが、前段、御説明させていただいたところは、いわゆる災害のリスクを把握するというところがございます。現況がどうなっているかというところをまず押えたというところがございます。

そういったものの中で、最後のところで施策の展開、今後の取組というところを網羅的に表示させていただいております。

そういった中で、確かに、分析の中でも、居住誘導区域の内外というものの表示もしていますし、居住誘導区域としているところであっても、災害リスクがあるというものが示されているというようなところがあったと思うのですが、そのあたりにつきましては、まず防災指針では、ここに記載してある程度の内容といたしますか、まず網羅的に押えたところをしっかり把握したところで表示をしまして、委員がおっしゃられた、では、具体的な居住誘導区域をどうするのかというところは、来年度、その具体的な区域設定というものを検討していくのですが、その検討をしていく中で、仮にリスクがあるところを誘導区域にしていくということになれば、そこに対しての取組、対策をきちんと明示をした上で指定をしていくというようなことをしていきたいと考えております。

○___会長

___委員，よろしいですか。

○___委員

今、最後におっしゃったハザードのエリアの対策というのは、何もハードの整備だけではなく、避難情報を周知徹底するとか、避難先、あるいは避難所の運用をきっちりやるとか、そういった部分が当然出てくるとなると、そこは新しく立地される方に、そういう場所ですよということをおっしゃっていただかないといけない。

ほかのところでも、居住誘導だけれども、ここは1,000年に一回ぐらいは避難が必要になるかもしれませんよ、それを分かって入ってくださいということをお示しているところのほうがむしろ多いかなと思いますので、そのあたりを、どうしてもハードで必ず守りますと書ければいいのですが、それは現実的になかなか難しいので、そういう避難誘導を条件として、むしろ水戸市に昔からお住まいの方は、そういった認識というのは比較的受け入れられて、水戸市に長くお住まいになってきたというようなことも私も伺っておりますので、方向性としては、そのあたりを分かりやすくお示しいただけるといいのかなと思いますので、御検討いただければと思います。

○___会長

お願いします。

○事務局

ありがとうございます。

来年度、区域を決めていく上で、防災指針でリスクが明らかになっておりますので、きちんと居住誘導区域にしていくところにつきましては、対策のほうも考えた上で作っていきたいと考えております。

特に、今、委員から御指摘がありましたソフト対策というところは、防災指針の最後のページ、54ページの下段のほうにある共通というところ、ここはまさに様々なソフト対策になっておりまして、こういったことを取り組んでいくよということで明示しております。

来年度、検討をする中で、居住誘導区域であってもリスクがあるよというところを居住誘導区域から除外できれば一番いいのですが、水戸のまちの構造とか歴史的な背景などから、なかなか外すのは難しいという状況になることもあり得ますので、そういったときはきちんとどういう対策が取れるのかということを表示した上で、そこを見た上できちんと居住誘導区域にする。ここは大丈夫だよというところを確認してから区域設定をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○___委員

了解いたしました。よろしく願いいたします。

○___会長

そのほかに、御質問、御意見等ございますでしょうか。

___委員。

○___委員

詳細な説明、ありがとうございます。

内水浸水についてなのですが、こちらは、ゲリラ豪雨などで、今、かなり問題となっているかなと思っているのです。

この部分を見ると、割とあっさりとした表現にとどまっていて、来年度から内水浸水想定区域図というものを水戸市で作っていくかと思っております。これをベースにしっかり分析をし

ていくことになるのですが、次年度作る計画に、これはある程度は反映されていくものなの
でしょうか。

○___会長

お願いします。

○事務局

御質問ありがとうございます。

今回作っているタイミングと来年度の雨水排水のほうのタイミングが合わなかったの
で、今回ある資料ということでこのように作らせていただいたのですが、来年度、居住誘導区域
を検討していく中で、そういったものもきちんと参考にしながら考えていきたいと考えて
おります。

○___委員

51ページの内水浸水のところのリスクを見ると、駅周辺やバス路線である道路で冠水リ
スクがあるという、その程度のまとめになっているのですが、実際には、住宅地で、内水の
問題というのはかなり起きているのです。特に、開発していつている部分というのは、山を
切り開いて、これまでも保水がうまくいかなかったりとか、水の流れを断ち切ってしまっ
たりとか、そんなことがある中で、結構これは大きい問題になってくるのではないかと思
うのです。

なので、もう少しここは中身を充実させるべきなのではないか。特に、居住誘導をこれ
からやっていく中で、どういうリスクがそのエリアにあるのかというのは明確にしておく必
要もあるかと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

○___会長

お願いします。

○事務局

お答えいたします。

今のところ、内水の分析のところにある実績図というものが市のほうで持っているデー
タであったので、これをベースに今回の計画は作ったところでございます。

53ページのところには、それを踏まえて、ではどういった施策を展開していくのかとい
うところで、先ほど委員がおっしゃられたような、来年度やるような雨水のプログラムであ
ったり、そういったものを位置づけておるところでございます。

来年、誘導区域を設定していく中で、先ほどもお答えしましたが、そういう使える情報に
つきましては、極力意識しながら策定をしていきたいと考えております。

○___委員

ありがとうございます。

最後に、意見みたいなもので、さっき___委員がおっしゃった視点というのはすごく大事
だと思うのです。居住誘導をしていく上で、リスクのあるところと、逆に、安全なところ、
居住するのに水戸市というのはすごくいい場所なのだよみたいな出し方もできるのでは
ないかと思うのです。

ここには出ていないのですが、水戸市は地盤もいいはずなのです。地震のリスクは出て
いるのですが、水戸層とか見和層とか、そういう岩盤の上に乗っていて、非常に震災にも強い
場所なのではないかと思えるのです。そういったところは国の指針どおり作っているの
で、岩盤の話なんかは出せないかとは思いますが、いずれにしても、居住誘導区域は、水戸市

の場合、安全だみたいな出し方をしっかりしていくと、ある程度、居住誘導が図れるのではないかというふうにも思うので、そのあたりも考慮していただけないかと思っています。

○___会長

お願いします。

○事務局

お答えいたします。

地盤の安定性とか、そういったところまでは分析はしておらず、どちらかというところ過去に発生した災害情報を基にということだったので、ちょっとそこまでは考えていないところではあるのですが、ただ、居住誘導区域を水戸市としても居住誘導をしていきたいということで公表していく区域になりますので、その辺の出し方、表現の仕方については、来年度の中で検討をさせていただきたいと思います。

○___委員

以上です。

○___会長

ありがとうございます。

そのほかに、御意見、御質問等ありましたら。

___委員。

○___委員

再度の質問で恐縮でございます。

先ほど来ありました54ページの土砂災害の部分なのですが、土砂災害の「2）土砂災害発生抑制【低減】」のほうで、急傾斜地対策工事等というものがあるのですが、被害を低減させるためにというか、そもそも家が傾斜地になっていて、その家に対して土砂災害を低減させるための工事等というのは、具体的にどのようなことを想定されているのでしょうか。

○___会長

お願いします。

○事務局

お答えいたします。

申し訳ございません。具体的なところというのは、ここに記載されているものというのは、いわゆる地域防災計画ですとか、そういったもので示されている、水戸市として今後やっていくものとしての項目として上げられるものになっておりまして、その詳細については、個別のそれぞれ計画の中で決められていくものとなっております、この防災指針の段階では、そこまでは記載もしませんし、我々も把握していないところでございますので、申し訳ございません。

○___委員

最後に、1点、意見といたしますか、先ほど来、いわゆる居住の移動先といたしますか、そういった計画と災害とを結びつけて考えた場合に、安全な区域に居住誘導を図っていく。それに、例えば、空き家対策とか、それは実際に具体的な対策としてということですが、いろいろな補助金を出すとか、そういったところも含めて、安全なところに誘導という視点が一つあって、そこにお金をかけていくということは一つのアイデアなのかなというふうに思いますし、全般的に空き家対策をやろうと思えばすごくお金がかかってしまうので、そういうところに補助金等を投入する割合とか、そんなことも御検討いただけないのかと思

いました。

以上でございます。

○___会長

お願いします。

○事務局

ありがとうございます。

具体的な施策につきましては、先ほど、資料2と資料3のほうでも説明させていただきましたが、来年度、資料2、資料3の評価とこの防災指針の内容を含めて、区域の設定や必要な施策、取組を決めていきたいと考えておりますので、その中で、今、委員がおっしゃられたようなことを踏まえながら検討をさせていただきたいと考えております。

ありがとうございます。

○___会長

ありがとうございます。

そのほかに、御質問、御意見等ございませんでしょうか。

よろしいですか。

それでは、いろいろと御質問、御意見をいただきました。

簡単に、前半のほうの評価のところ、ジレンマというか、人口を増やしたいけれども、一方でコンパクトにしないといけない。それから、調整区域と市街化区域で特に御指摘をいただきましたが、市街化区域から張り出したエリア指定区域をどうするかみたいな考え方をどうするかみたいなことが改めて問われると思いますので、そこはしっかりとまた議論を深めていただければなと思います。

それから、後半のほうの防災指針、ちょっと私が気になったのは、重要なポイントはもう議論されていて、居住誘導区域の中でリスクの高いところをどうしますかというところを、できるだけいいところに誘導するのはいいけれども、リスクの高いところがあるので、そこをどうしますかという議論は、___委員に御指摘いただいたように、きっとソフトの対策でしかないのですよね。非常に立地としては適切なところなので、そこが危ないと言われても、そこからすぐに出ていきますかと言われても、なかなか難しいので、ソフトの避難対策のさらなる充実ということも具体的に考えていただきたいと思います。

あとは、今日の資料なんかを見ても分かるのですが、分析が5年前と比べるとかなり詳細にできるようになっていますよね。これはデータが揃ってきているし、人口の動きも分かるようになっているので、できるだけマイクロな分析というものがさらに必要になるのではないかなという気がしております。

それから、もう1点だけ。

国の動きというのは、コンパクトシティの政策はやったのだけれども、一方で、最近、豪雨が来てしまって、矛盾が出てきてしまった。居住誘導区域なのにリスクの高いところをどうしますかという議論が始まってしまったので、こうなっているのですが、ただ、全体バランスから言うと、地震に対する記述が、バランス上、弱いのです。実は、浸水というのは一気に人は死なないのですが、地震で倒壊して火災になると、もう数時間で人は死ぬので、ちょっとだけ記述があって、41ページの上市地区で、地震による延焼とか出火のことが書いてあるのですが、実際に危ないのは、実は、地震による圧死による死で、建物強度まで見ないと、これは制度として、分析としては少し緩いのです。その辺もデータとしてはあるはずで

すので、もう少し詰めて考える議論もできるのかなという気がいたしました。

以上、私のコメントとさせていただきます。

それでは、大分もう御議論いただきましたので、ここで都市計画審議会としての意見を述べるという役割は済んでいると思いますので、ここからは進行を事務局のほうにお返ししたいと思います。

よろしく申し上げます。

○司会

____会長、ありがとうございました。

続きまして、次第「6 その他」といたしまして、今後のスケジュールを説明させていただきます。

資料1を御覧願います。

冒頭でも簡単な説明をさせていただきましたが、立地適正化計画については、今後、皆様からいただいた御意見等を踏まえて、防災指針の整理を行うとともに、区域の見直しや施策の検討を進め、計画（原案）を作成します。

その計画（原案）について、地域別意見交換会等を通して内容を精査し、11月頃に計画案を作成しますので、その際に、改めて皆様に御意見等をお伺いしたいと考えております。

また、現在、都市計画マスタープランの改定も進めております。来年度の当初には、現行プランの評価及び全体構想の原案がまとまる予定でありまして、5月頃に皆様に御意見を伺いたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上の内容について、御質問・御意見等はございませんでしょうか。

それでは、最後に、都市計画部長の太田より御挨拶申し上げます。

○太田都市計画部長

委員の皆様、本日は、長時間にわたり御協議いただき、誠にありがとうございます。

皆様よりいただきました貴重な御意見、御助言は、整理・検討を行い、今後の計画策定を進める中で、十分に反映するよう努めてまいりたいと考えております。

____会長をはじめ委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中にもかかわらず、慎重かつ迅速に御協議いただきましたことに、心より御礼申し上げます。

冒頭にも御説明させていただきましたが、本計画は今年度から来年度にかけて改定する予定としておりますので、引き続き、皆様から御助力、御助言を賜りますようお願いいたします。御挨拶とさせていただきます。

○司会

ありがとうございました。

以上を持ちまして、令和5年度第2回水戸市都市計画審議会を終了とさせていただきます。

委員の皆様、誠にありがとうございました。